

下記〔 農地 ・ 採草放牧地 〕について を〔 設定 ・ 移転 〕したいので、農地
法第3条第1項に規定する許可を申請します。

大網白里市農業委員会会長 様

記
(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載)

当事者	氏 名	年 齢	職 業	現 住 所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	在留期間 及び在留 期間の満 了の日	認定経営発 展法人 (該当する 場合○)
譲受人				電話番号（携帯） 電話番号（自宅）				
譲渡人				電話番号（携帯） 電話番号（自宅）				

[illegible]

【譲渡人】

- ・賃借料
- ・契約期間

5 権利を取得しようとする者又はその世帯員（構成員）がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びその労働力以外の労働力に依存している状況（法人にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況）

	氏 名	年齢	権利取得者との続柄	職業	農作業従事 日数	備 考
世帯員 （構成員）						
常雇						
季節雇・臨時雇		年間延日数				日

6 権利を取得しようとする者及びその世帯員の農機具及び家畜の保有状況

数量	種類				
確保済み	所 有				
	リース				
導入予定	所 有				
	リース （資金繰りについて）				

7 農作業に従事する者の数及び配置の状況

権利を取得しようとする者の農作業等の経験				通 作 距 離 又 は 時 間	
世帯員等その他の による労働力	区分	人 数	農作業経験の状況等		平均通作距離 又は時間
	常時雇用	現 在（ ）名			
		増員予定（ ）名			
	臨時雇用	現 在（ ）名			
		増員予定（ ）名			
配置の状況（所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合は、市町村別に記載する。隣接市町などで配置が同じ場合は、該当する市町名を列記する。なお、「住所地、拠点となる場所等」は市町村名を記載する。）					
市町村		氏 名	住所地、拠点となる場所等		平均通作距離 又は時間

8 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等
別紙1のとおり

9 農地所有適格法人としての事業等の状況（農地所有適格法人の場合）
別紙2のとおり

- 10 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う農業への従事状況（農地法第3条第3項の適用を受けて農地所有適格法人以外の法人が同条第1項の権利を取得しようとする場合のみ記載する。）

氏名	役職名	農業従事状況 〔その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含む。）を 行う期間：年 箇月〕	
		当該事業に参画・関与している期間	
		年 年	か月（直近の実績） か月（見込み）
		年 年	か月（直近の実績） か月（見込み）
		年 年	か月（直近の実績） か月（見込み）

11 その他参考となるべき事項

（農地利用最適化交付金確認用）

担当委員		確認者	
------	--	-----	--

（記載要領）

- 申請者の欄について、楷書ではっきりと記載する。記1については、法人の場合にあっては名称、代表者氏名、主たる業務の内容及び主たる事務所の所在地を記載のこと。ただし、その法人が市町村、農業協同組合及び農地保有合理化法人にあっては、主たる業務の内容は記載しなくともよい。
- 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載する。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載する。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。
- 記2については、登記簿上の所有名義と現在の所有者が異なるときは備考欄に登記簿上の所有者を記載する。
- 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の1の「認定経営発展法人」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。
- 記4については、権利を移転し又は設定しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を明示すること。水田裏作の目的に供するための権利の設定にあっては、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要をあわせて記載すること。
- 記5については、その農業経営に必要な農作業がある限りその農作業に常時従事しているかどうかを備考欄に記載すること。
- 記6の「農機具保有状況」については、現に使用しているものについて記入し、その性能等できる限り詳細に記入する。
また、導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る）等資金繰りについても記載する。
- 区分地上権が設定される場合にあっては、記5、記6及び記7の記載を要しないが、当該事業又は施設の設置によって生ずる当該土地及び周辺土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「その他参考となるべき事項」欄に記載する。
- 農地所有適格法人が、従たる事務所（支店、支所、分場等）の所在地において耕作又は養畜の事業を行うため、農地及び採草放牧地の権利を取得しようとする場合には、記5、記6及び記7の各事項について、法人全体に関するものの他、その他従たる事務所における該当事項についても、「その他参考となるべき事項」欄に記載すること。